

一年  
中  
各  
月  
日  
記

(咸豐六年)

(帳当座)

一五四一号



## 解題

収録している「千五百四十一」の標題は、「年中各月日記」となっているが、原本には表紙の中央に「日記」とのみ記され、右側に「咸豊六年丙辰正月分十二月迄」とあり、左下に「帳当座」と書かれている。御物奉行にかかわる帳当座の日記であることが分かる。

『琉球王国評定所文書』第十一巻所収の「千五百四十」の解題に、高良倉吉氏が述べているように、文書を内務省が整理する時に「年中各月日記」と処理し、目録がとられたものと思っている。表紙に付されている番号も同じように処理されたことになる。

本巻所収の評定所文書「千五百四十一」の標題「年中各月日記」は、東京大学史料編纂所蔵の『旧琉球藩評定所書類目録』によったものである。もともとは単に「日記」とのみ記されたものである。

梅木哲人氏は、『琉球王国評定所文書』第四巻の巻頭

論考「評定所の機構と評定所文書」で「各月日記」（「千五百四十」と「帳当座日記」（「千五百四十一」）について論じている。第十一巻所収の「千五百四十」も本巻に収録している「千五百四十一」も、東大史料編纂所の前記目録では共に「年中各月日記」と標題が付されている。両者とも一月から十二月まで、日付を追って書写されているため、内務省は整理にあたって、「年中各月日記」と目録をとったのではないかと推測している。整理にあたっては両者を同じレベルで取り扱っているが、本来両者には差があったことを梅木氏は述べている。即ち、

日記に書写されている評定所の書類は下御座から各方面に伝達された書状である。

したがってこの「日記」（「千五百四十」）は評定所の行なう琉球内政上の公式の記録であることが分る。各頁ごとに「法司之印」が割印されていることもその重要性を示しているといえよう。行政上度々参照されたのではなからうか。

内政上の文書を綴ったものとして「廻文」や「帳当座日記」もあるが、これには割印はないので「各月日記」の方が重要視されていたと思われる。

「千五百四十」（「各月日記」）も「千五百四十一」（「帳当座日記」）も、『琉球王国評定所文書』に収録する際には、前に述べたように「年中各月日記」と標題を付しているが、「千五百四十」の内表紙には月番三司官名と当番の申口、御物奉行吟味役の名が連記されているのに対し、「帳当座日記」である「千五百四十一」には三司官等の名前の連記がない上に、各頁ごとの割印も押されていない。それらのことから、「千五百四十」の「各月日記」が重要視されていたものと理解している。

「千五百四十一」の「日記」（「帳当座日記」）の表紙を開くと、「咸豊六年<sup>丙辰</sup>正月<sup>辰</sup>十二月迄日記目録」の見出しのついた収録文書の目録が記載されている。目録には漢数字で朱書の番号が付され、その番号は本文に付された数字と対応している。朱書の数字は「壱」から始まり、「四百六十九」で終わっている。四六九の文

書が収録されていることになる。が、しかし文書に付されている数字を追っていくと、「二百五十四」が重複しており、「四百壱」の番号が欠落していることに気づく。また、「二百八十二」と「二百八十二」の間の文書は両者の文書とは中味が異なっており、当然番号が付されなければならなかった筈だが、番号が付されていない。目録についている最後の番号「四百六十九」よりは多い文書がおさめられていることになる。

「帳当座日記」には、雑多な文書が入っており、当時の琉球王府の内政面のことを知ることができる価値ある日記となっており、利用の仕方によっては豊富な情報を提供してくれるものと思っている。「帳当座日記」に記載されている文書の中味をいくつか適宜に拾い出してみると、次のようになる。

大和旅の費用のこと、身元不明の死人や死骸引き取りのこと、薩摩役人が獺に行く際の宿の手配、山林保護の立場からの石取用船・水取用船の作事制限のこと、逗留仏人のこと、川筋の管理に関する三司官の指示、

一 年中各月日記（帳当座、咸豊6年）

硫黄の精製のこと、帰唐船の荷物陸上げの時の抜卸についての注意、間切の窮状についてのこと、賊船に備えての船の装備のこと、風水と村の盛衰のこと、漂流朝鮮人の保護に要した費用のこと、庖瘡とその対策のこと、薩摩役人の宿替えについて、蘇鉄植付けのこと、芋虫の異常発生とその駆除のこと、小禄間切における射撃練習のこと、漆種子蒔入の仕様について、宜野湾間切住民の逃走のこと、儉約について、風気にかかった豚のこと、賊戦に逢い盗取られた船具類の目録、大里間切の仕明地のこと、道の島に流刑された人の護送に要した費用のこと等々の多岐にわたっていることが分かる。

異国人の逗留により硫黄の精製場が宜野湾間切の我如古村に移され、我如古の人々の生活に影響を及ぼしているという文書が収録されており、興味をひかれたので取り上げて当時の状況を考えてみることにする。「帳当座日記」（「千五百四十一」）には硫黄に関する文書が七点程ある。その中の一つ「二百五十五」の番号

のついた文書を抜き出すと次のとおりである。

明十七日牧湊征南表之洞<sup>ら</sup>我如古村に硫黄持越被仰付候処、異国人目二懸り候るも差障候間、通路筋之村に掟頭<sup>ら</sup>辻<sup>ら</sup>遠目附置異国人行来候ハ、早速右場所<sup>ら</sup>詰居候役<sup>ら</sup>并持越候者共<sup>ら</sup>致通達候様、浦添間切に可申渡旨取納奉行に可被申渡候。以上。

辰六月十六日

見里親雲上

亀川親雲上

御物奉行

右通有之候間無間違相達候様可被申渡候。以上。

辰六月十六日

大田親雲上

宮平親方

取納奉行

評定所の担当から御物奉行に文書が発つせられ用務の指示がおこなわれている。御物奉行（宮平親方）はその日のうちに、所轄の取納奉行に浦添間切へ評定所の意図を伝えるように指示している。

間切への伝達は取納奉行の担当であったことがわか

る。取納奉行は決められた方法で浦添間切に伝えた筈だが、どのように伝えたかその方法は文書からは知ることができない。「帳当座日記」には、最後の宛先が取納奉行になっている文書が結構あることに気付く。間切宛への指示を与えた文書である。御物奉行を経由する各間切宛への指示は取納奉行が行ったことがそれらの文書から知ることができる。

異国人の逗留によって琉球王府の内政面に与えた影響も多々あったことが、『琉球王国評定所文書』を読むと知ることができる。硫黄の精製場の移設も異国人逗留の結果である。

硫黄の焼調いわゆる精製は、もともと泊辺で行われていた、という。異国人の逗留で泊辺での貯蔵・精製ができなくなり、生硫黄の貯蔵には牧湊が利用されるようになった。牧湊近くには洞窟があり、その洞窟が利用されていたことがわかる。その近辺の洞窟は「硫黄洞」と呼ばれていたという。

精製場のある宜野湾間切我如古村までの運出しにも

異国人の目を気にしていたことを伝えている。辻々に監視人を配置して、異国人の目に触れさせないようにという指示を取納奉行が受けて浦添間切へ指示したことになる。我如古村での硫黄の精製は一八四六年（午年）以降だと、「帳当座日記」の「三百八十七」の文書には記されている。一八四六年は英国の宣教師ベッテルハイムが家族と共に来琉しており、仏国の宣教師フォルカードが逗留していた。彼等の目をさけて精製場を我如古村に移したことになる。十年を経過した一八五六年（咸豊六年）頃になると、硫黄精製の悪影響が村の人々の生活にふりかかってきたことになる。

硫黄の洗水が田畠に流れ落ち、作物の栽培に支障をきたしている旨の訴えがなされている。今でいえば硫黄精製場設置にともなう公害と云うことになる。

興味のおもむくままに硫黄のことを取り上げたが、雑多な文書が収められている「帳当座日記」は、多くの情報が収められており、利用の仕方によってはいろいろと料理できるものと思う。

（金城 功）